

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策2
市町村との更なる連携による行政の推進

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 市町村課長 荒木 晋史 電話番号 0852-22-5061

事務事業の名称	市町村財政運営支援事業		
目的	(1) 対象	市町村	
	(2) 意図	地方税、地方交付税、地方債等の財源の確保及び財政の健全性の確保	
事業概要	市町村の財源確保を行うため、地方交付税の算定、地方債等の同意等事務にかかる調査・検収・ヒアリング等を行う。地方交付税の算定が実態に即した適正なものとなるよう、国に対し、制度改正等を要望する。市町村の財政運営の健全化に向けた支援・助成を行う。		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 地方債制度において届出対象となる市町村数	目標値		18.0	19.0	19.0	19.0	市町村
	取組目標値							
	式・定義 実質公債費比率が基準値未満（H27年度迄：16%未満、H28年度以降：18%未満）となる市町村数	実績値	17.0	18.0	19.0			
		達成率	-	100.0	100.0	-	-	%
2	指標名	目標値						
	取組目標値							
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	99,735	91,709
うち一般財源 (千円)	98,375	90,679

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

- 市町村の財源確保については、歳入のうち約7割を地方交付税・国庫支出金・地方債などの依存財源に頼る脆弱な状況。さらに、合併市町村においては、普通交付税の合併特例措置分の縮減が進んでいる。
- 市町村の財政運営の健全化については、近年の地方債の繰上償還、新規地方債の発行抑制により、実質公債費比率等の「財政健全化の指標」は徐々に改善している。
 - <県内市町村平均>
 - 実質公債費比率：14.0%（対前年度比▲0.6P）、将来負担比率：118.2%（対前年度比▲3.8P）
- 県から市町村に権限委譲した事務について、その事務を執行するために必要な経費を、地方交付税や事務処理特例交付金により財政措置を行っている。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

- 合併算定最終による影響を緩和するため、地方交付税の制度改正要望を行った結果、
 - H26地財：支所経費の新設
 - H27地財：消防、清掃経費等の見直し
 - H28地財：公民館経費等の見直し
 - H29地財：学校給食経費等の見直し
 - H30地財：図書館経費等の見直し
 等の充実が図られた。

- 地方債制度において届出対象となる実質公債費比率が18%未満の団体数はH29年度に全19団体（1団体増）となり、改善が図られた。

- 権限委譲を受けた事務の執行に必要な経費について、事務処理特例交付金の交付により財政措置したため、市町村はその事務を適切に執行できた。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

- 財政指標の県内市町村平均は、全国市町村平均に比べ極めて高い状況が続いている。
 - <県内市町村平均> 実質公債費比率14.0% 将来負担比率118.2%
 - <全国市町村平均> // 6.9% // 34.5%
- 市町村財政は、扶助費など義務的経費の増加など厳しい財政状況の中、公共施設、老朽化した上下水道等のインフラなどの多くが更新時期を迎え、補修維持や施設・設備の更新経費が必要となっている。

②困っている状況が発生している「原因」

- 実質公債費比率等の分母である標準財政規模が普通交付税の減等により減少傾向にあり、財政指標は改善が進みにくい状況である。
- 市町村の公共施設等の多くは、高度経済成長期に集中的に整備されてきており、老朽化が進行しているが、その状況にあわせた修繕、設備更新等の対応が十分になされていなかった。

③原因を解消するための「課題」

- 公共施設等の維持補修や施設・設備等の更新など、今後必要となる財政需要に応じ、市町村の財源確保が図られるよう、地方交付税の確保等が必要となっている。
- 財政マネジメント強化により更なる財政健全化に向けて市町村が取組を推進する必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- 地方交付税の総額確保や、地方交付税法に基づく意見申出制度による市町村の実態に即した交付税算定の見直しなど、市町村の財政運営に支障が生じないような地方財政措置がなされるように国に働きかける。
- 財政健全化法に基づく指標や、水道事業や下水道事業における共同化・広域化の動き、個別施設計画の策定等による公共施設の適正管理などに留意しつつ、市町村の財政マネジメント強化に資するため、「市町村財政担当者研修会」の実施や、「決算統計ヒアリング」など様々な機会を通じて市町村に対する技術的な助言や情報提供を行っていく。
- 引き続き、県から市町村に権限委譲した事務について、その事務を執行するために必要な経費を、地方交付税や事務処理特例交付金により財政措置を行う。